

埼玉労働局発表  
令和6年4月30日(火)

報道関係者 各位

【照会先】

埼玉労働局労働基準部健康安全課  
課長 川又 裕子  
労働衛生専門官 堀川 道歳  
(電話番号)048-600-6206(内線 231)

「Cool Work SAITAMA」ロゴマークの作成について

埼玉労働局（局長 片淵仁文）においては、『令和6年度「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」』を展開し、**熱中症のリスク低減**を呼び掛けております。

広くこのキャンペーンを周知し、熱中症対策の取り組みの意識向上に活用するため、下記のとおり「Cool Work SAITAMA」のロゴマークを作成しました。

熱中症予防等を目的とする場合には、どなたでも無償で使用できます。

ロゴは、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の名称と「Safe Work SAITAMA」のロゴマークを融合させました。背景のマークは「未来への懸け橋」を虹をイメージしてデザインしたものであり、配色は埼玉県章である「赤勾玉」などから赤色としています。Coolは涼しさを表すため水色としています。



参考 「Safe Work SAITAMA」ロゴマーク



【資料】

別紙1 「Cool Work SAITAMA」チラシ

別紙2 「Cool Work SAITAMA」ロゴマーク使用取扱規程

## 「Cool Work SAITAMA」

をキャッチフレーズに熱中症対策に取り組みましょう！

埼玉労働局では、令和6年5月から9月までの間、7月を重点取り組み期間として「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」の取組を推進しています。

今般、同キャンペーンの周知取組意識の向上に活用するため

## 「Cool Work SAITAMA」

のロゴマークを作成しました。



※クールワークキャンペーンの名称と Safe Work SAITAMAのロゴマークを融合しました。

※背景のマークは、「未来への架け橋」を虹をイメージしてデザインしたものであり、配色は埼玉県章である「赤勾玉」などから赤色としています。

※「k」の文字は、水分補給する人物、汗を埼玉県章の勾玉を模したデザインとなっています。

## どなたでも使えます！

ロゴマークは、「熱中症予防」、「労働災害防止活動の推進」、「事業場内外の安全意識の高揚」などを目的とする場合には、各団体、企業、個人が自由にご活用いただけます。

埼玉労働局 ホームページ(<https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/home.html>) から無償でダウンロードできますので、使用方法をご確認の上、ご活用ください。

※「Safe Work SAITAMA」ロゴマークについても引き続きご活用ください。

## 「Cool Work SAITAMA」ロゴマーク使用取扱規程

令和6年4月22日 制定

(趣旨)

第1条 この規程は、「Cool Work SAITAMA」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いに関し必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 熱中症予防、労働災害防止活動の推進、事業場内外の安全意識の高揚等を目的とする場合に限り、何人もロゴマークを使用することができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合を除く。

- 一 埼玉労働局の品位を傷つけ又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する又は使用するおそれのあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他その使用が著しく不適當であるとき。

(違反等に対する取扱い)

第3条 使用者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、その他この規程に違反したときは、埼玉労働局長はその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

(補則)

第4条 この規程に定めるものの他、ロゴマークの取扱いに係る必要な事項は、埼玉労働局長が別に定める。

附則

この規程は、令和6年4月22日より施行する。

埼玉労働局長